申込み後も本誌は大切に保管してください。

令和6年度
教育・保育施設等利用申込案内

目次

１　教育・保育給付認定について　…P1

２　申込みから入所までの流れ　…P３

３　入所申込条件（２・３号認定の基準）について　…P４

４　入所申込み受付期間について　…P５

５　入所申込み（２・３号認定）に必要な書類について…P7

６　申込み時の注意事項について　…P１１

７　利用の決定（利用調整結果）について…P１２

８　入所後の注意事項について　…P１３

９　保育利用に関するＱ＆Ａ　…P１５

１０　幼稚園・認定こども園等の申込みについて（１号認定）…P１６

１１　幼稚園・認定こども園等の預かり保育への給付　…P１７

１２　私学助成幼稚園の申込みについて

１３　３歳児クラス以上の副食費の負担について　…P１８

１４　保育料（利用者負担額）について　…P１９

＊令和６年度　南国市２号、３号認定利用者負担額表（予定）　…P２１

１５　保育関連事業について　…P２３

＊南国市保育施設等一覧表、位置図　…P２５～２７

担当課	住　　所	電話番号	FAX
南国市 子育て支援課	南国市大埇甲２３０１ 市役所２階	（０８８） ８８０－６５６２	（０８８） ８６３－１１６７

1　教育・保育給付認定について

保育所・幼稚園・認定こども園・地域型保育施設等を利用するにあたり、その利用形態に応じた区分の「教育・保育給付認定」を受ける必要があります。

教育・保育給付認定を受けるためには、市への認定申請が必要です。申請は、保育施設等の利用申込みと同時に行います。１号認定を申請される方は、施設での入園が内定した後に、市で１号認定の申請手続きを行います。

教育・保育給付認定区分		対象年齢	保育の必要性	主な利用先
1号認定	教育標準時間（4～5 時間）	３～５歳	なし	幼稚園 認定こども園 （幼稚園部分）
2号認定	保育標準時間（最長 11 時間）	３～５歳	あり	認定こども園 （保育所部分） 保育所
	保育短時間　（最長８時間）			
3号認定	保育標準時間（最長 11 時間）	０～２歳	あり	認定こども園 （保育所部分） 保育所 小規模保育施設等
	保育短時間　（最長８時間）			

（1）教育･保育給付認定が必要な施設の種類

施設の種類	利用年齢	内容
保育所	０歳～小学校就学前	就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって保育を行う施設
認定こども園	０歳～小学校就学前	幼稚園部分と保育所部分の機能を合わせ持ち、教育と保育を一体的に行う施設
小規模保育	０歳～１歳児（２歳児）	就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって、少人数で、０～２歳の子どもの保育を行う施設。
事業所内保育事業	０歳～１歳児（２歳児）	事業所が設置する保育施設で、従業員の子どもと地域の子どもの保育を一緒に行う施設。
幼稚園	満３歳～小学校就学前	小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う施設。園により教育時間前後や園の休業中の教育活動（預かり保育）などを実施

※施設によって受入可能月齢（年齢）が異なります。Ｐ２５～Ｐ２６の施設一覧表をご確認ください。

（2）3号から2号への認定変更

３号認定の子どもが誕生日を迎えて満３歳に達した場合は、３号認定から２号認定へ市が職権で認定区分の変更を行います。保護者の方にしていただく手続きはありません。

（3）教育･保育給付認定の取下げ

次の場合は、教育・保育給付認定の取下げを行ってください。

・教育・保育給付認定が不要になった場合
　（例：教育・保育給付認定が必要ない私学助成の幼稚園を利用することになったとき）

・保育の必要がなくなった場合
　（例：退職により家庭での保育が可能になった、南国市外に転出した、など）

（４）教育・保育給付認定の取消し

２号及び３号認定の子どもが、保育を必要とする事由に該当しなくなった場合や南国市外に転出された場合などは、教育・保育給付認定を取消します。また、保育の必要性が認められなかった場合、認定を取消すことがあります。

（５）教育・保育給付認定の変更申請

教育・保育給付認定の記載内容や保育を必要とする事由等に変更があった場合は、入所の可否にかかわらず、必ず、速やかに変更の届出をしてください。（必要書類は、子育て支援課及び市内の各施設にあります。また、市のホームページでもダウンロードできます。）

必要な手続きを行わない場合、認定が無効となりますので、ご注意ください。

◇教育・保育給付認定変更申請の締切　**毎月15日（土、日、祝日の場合は前平日）**

◇認定内容の変更日

変更申請書の締切日又は事実発生日のいずれかの翌月１日から（一部の変更を除く）

締切日を過ぎた場合は、翌々月１日からの変更です。

◇必要書類について　⇒７ページ

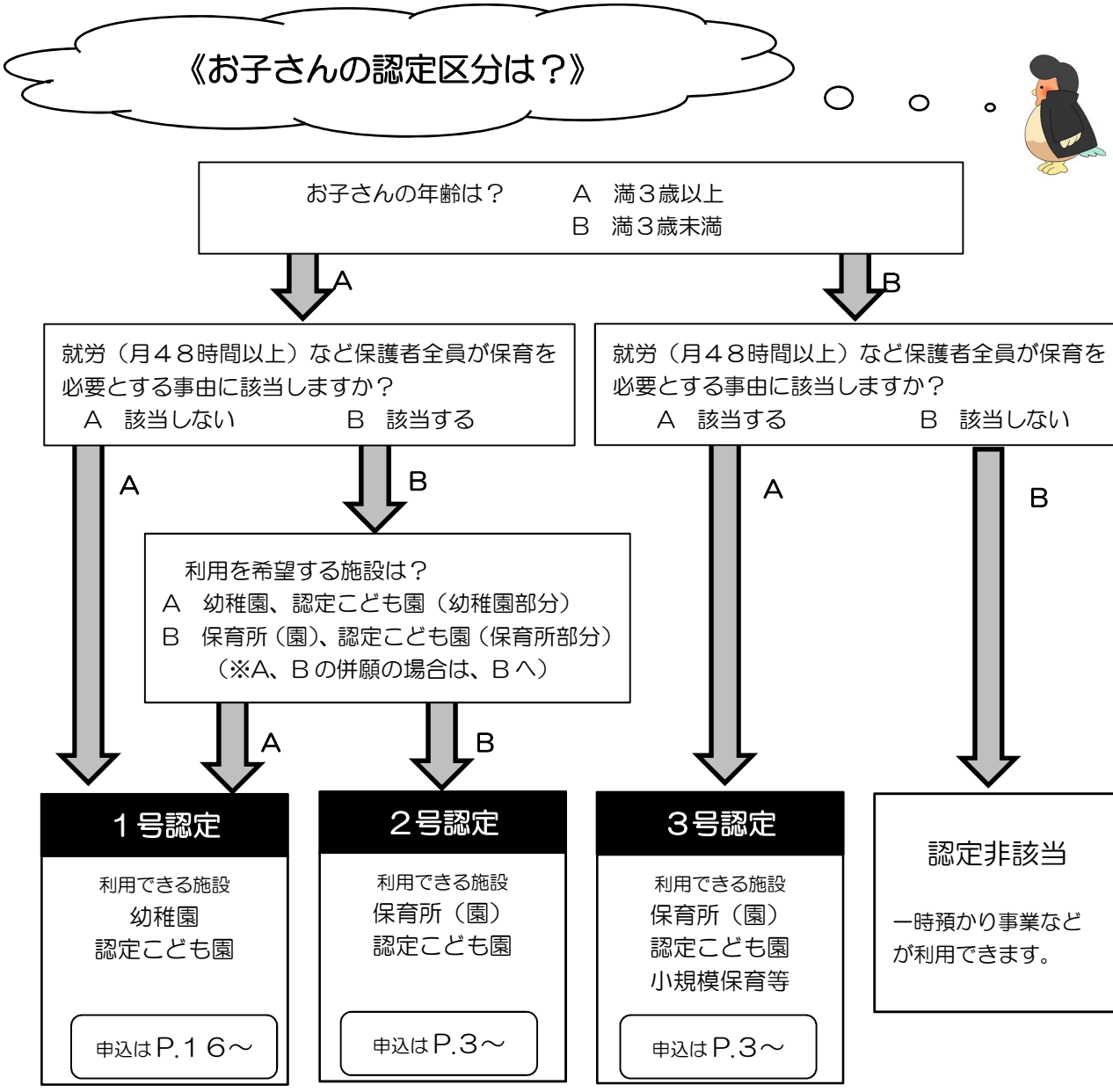

２　申込みから入所までの流れ

申込みから入所までの基本的な流れは次のとおりです。

教育・保育給付認定申請・施設利用申込み	●利用開始希望月の受付期間中に、必要書類をそろえてお申込みください。 ●転入予定の場合でも申込みできますが、利用開始月の前月末日（休日の場合は前平日）までに南国市に住民登録が必要です。
各保育施設での面談等	●第１希望の保育所（園）で保育士と面談（児童同伴）を実施します。令和６年５月以降に入所を希望される場合、できるだけ利用開始希望月の前々月末日までに面談を受けてください。 ●認定こども園等の一部施設は申込み前に見学、面談等を行ってください。また、施設によっては入所決定後に面談を行います。
利用調整（選考）	●保育認定を受けた子どもが保育施設を利用するにあたり、申込締切日以降に、南国市が利用調整を行います。 ●定員を超える申込みがあった施設については、優先順位の高い順に入所者を調整します。保育の必要な事由、兄弟姉妹入所、ひとり親世帯等を項目ごとに点数化し、その合計点数が高いほど優先順位は高くなります。 ※ 施設の希望順位に関係なく（同点の場合を除く）優先順位によって、利用調整を行います。 ●保育の必要性があると認定され、支給認定証が交付されても、施設の定員等により利用できない場合があります。 ●利用開始希望月に入所できなかった場合でも、申込書は令和７年３月入所まで有効です。
市より結果通知（教育・保育給付認定・利用調整）	●結果については、次の時期を目安にご自宅に文書を送付します。 令和６年４月入所（１次募集）・・・令和６年２月中旬 令和６年４月入所（２次募集）・・・令和６年３月中旬 令和６年５月以降（年度途中）・・・利用希望月の前月１５日頃
保育施設利用開始〈毎月1日〉	●入所後の必要物品、行事日程等については、各施設に確認してください。 ●保育料については４月上旬をめどにお知らせする予定です。 ・５月以降の年度途中入所の方については、原則、支給認定証、入所承諾書と共に発送します。 ・９月の保育料改定に伴い、９月入所の方については、お知らせが９月上旬になることがあります。

３ 入所申込条件(２･３号認定の基準)について

２号・３号の教育・保育給付認定を受け、保育施設に入所するためには、保護者のいずれも下表の「保育の必要な事由」に該当しなければなりません。１号認定を希望する場合は、下記条件は不要です。

また、南国市に実際に居住し、住民登録のある世帯を対象とします。

保育の必要な事由	認定の基準	保育必要量	利用できる期間
1．就　労※1 （家事･手伝い･ボランティアは除く）	月 48 時間以上かつ「週３日以上または月 13 日以上」就労することを常態とすること	月 120 時間未満の就労は原則として保育短時間	就労が継続している期間
2．妊娠、出産① **（産前産後8週間程度）**	出産の準備や出産後の休養が必要なとき	保育標準時間	産前産後それぞれ８週間(２ヵ月間)
3．妊娠、出産② **※2** **（産前産後3～6ヵ月間）**		保育短時間	産前産後それぞれ 3～6 ヵ月間 ※最長１年間
4．疾病、障害	疾病や障害のため保育が困難なとき	保育短時間	療養が必要な期間
5．介護、看護	同居又は長期入院等をしている親族の介護、看護にあたっているとき	保育を必要とする状況に応じて認定	介護、看護の必要がなくなるまで
6．災害復旧	災害復旧にあたっているとき	保育標準時間	必要な期間
7．求職活動	求職活動（起業準備を含む）を継続的に行っているとき	保育短時間	効力発生日等から 90 日が経過する日の属する月の末日まで
8．就　学	学校等に在籍または職業訓練を受けているとき(時間や日数は就労に準じる)	就学状況に応じて認定	卒業又は修了予定日が属する月の末日まで
9．虐待、DVなど	虐待やＤＶ被害を受けるおそれがあるとき	保育標準時間	必要な期間
10．育児休業 **（継続児のみ）**	育児休業取得時にすでに保育所等を利用している児童が引き続き利用が必要であるとき	保育短時間	育児休業期間 **⇒ 13ページ**
11．その他	市長が上記に類する状態として認めるとき	事由に応じて認定	必要な期間

※１・退職した場合や期限付きの就労の場合は、その期限日の属する月の末日までとなります。
・原則として金銭収入の伴う就労を言います。

※２　教育・保育給付認定事由は「市長が認める事由」となります。

◇保育の必要な事由が妊娠・出産の場合の保育時間

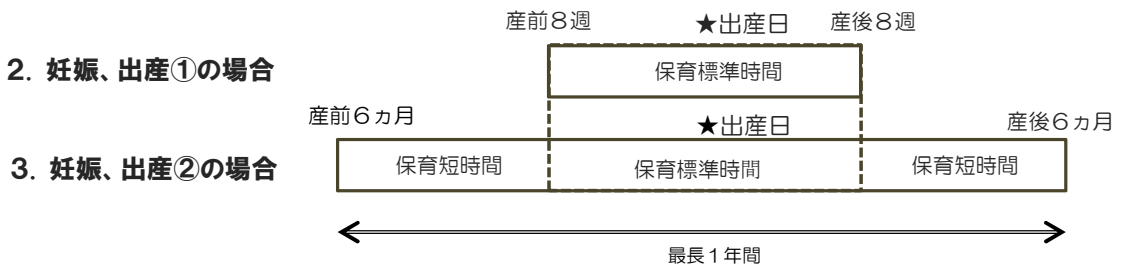

４ 入所申込み受付期間について

（１）令和6年4月（年度初め）入所

１次募集　**令和5年11月20日（月）～12月14日（木）【原則郵送不可】**

受　付　日	第１希望保育施設	受付場所	受付年齢	受　付　時　間	面談
１１月２０日（月）	岡豊保育園	同左	１歳児以上	９：30～10：15	当日
			０歳児	10：15～11：00	
	里保育所	同左	全年齢	13：30～14：00	当日
	浜改田保育園	同左	全年齢	14：30～15：00	当日
１１月２１日（火）	長岡西部保育所	同左	１歳児以上	９：30～10：15	当日
			０歳児	10：15～10：45	
	あけぼの保育所	同左	１歳児以上	13：30～14：15	当日
			０歳児	14：15～14：45	当日
１１月２２日（水）	久礼田保育所	同左	全年齢	９：30～10：00	当日
	国府保育所	同左	全年齢	10：30～11：00	当日
	まみい保育園	同左	０・１歳児	13：30～14：00	
１１月２４日（金）	稲生保育園	同左	全年齢	９：30～10：00	当日
	明見保育所	同左	全年齢	10：30～11：00	当日
	吾岡保育園	同左	１歳児以上	13：30～14：15	
			０歳児	14：15～15：00	
１１月２７日（月）	長岡東部保育園	同左	１歳児以上	９：30～10：15	当日
			０歳児	10：15～11：00	
	後免野田保育園	同左	１歳児以上	13：30～14：15	
			０歳児	14：15～15：00	
１１月２８日（火）	十市保育園	同左	１歳児以上	９：30～10：15	当日
			０歳児	10：15～11：00	
	大篠保育園	同左	１歳児以上	13：30～14：15	
			０歳児	14：15～15：00	
１１月２９日（水）	こはすキッズ	市役所４階大会議室	０・１・２歳児	９：30～10：00	事前
	ニチイキッズなんこく保育園		０・１・２歳児		
	フレンド幼稚園		全年齢	10：00～10：30	
	夢工房さくら		０・１歳児	10：30～11：00	
	認定こども園ひまわり		全年齢	11：00～11：30	
	認定こども園あとむ		全年齢		
１２月１日（金）～１２月１４日（木）	市外認定こども園等が第１希望の方、上の日程に来られない方は、この期間中にお申込みください。	市役所２階子育て支援課	全年齢	８：30～17：15	後日

保育所（園）、まみい保育園が第１希望の方

- 第１希望の施設の受付場所にて申込みの受付をしますので、上記の表の受付時間内に各受付場所へお越しください。事前の予約等は必要ありません。
  ※受付場所が利用調整（選考）の結果に影響することはありません。
- 面談欄に「当日」と記載のある施設については、当日、保育士による児童の面談がありますので、必ず新入児童同伴でお越しください。「後日」と記載されている施設については、後日、施設にて保育士による児童の面談を行いますので、受付場所（市役所）へは可能な限り保護者のみでお越しください。
- 兄弟姉妹で同時に申込みされる場合は、下の児童の受付時間に同時に受付を行います。

市内認定こども園、夢工房さくら、こはすキッズ、ニチイキッズなんこく保育園が第１希望の方

・市役所にて申込みの受付を行います。(左記の表を参照)
・事前に施設見学、面談等を済ませていただき、受付場所へは可能な限り保護者のみでお越しください。

市外認定こども園等が第１希望の方

・南国市民の方が、市外の認定こども園、小規模保育施設等を希望する場合、南国市で申込みの受付をします。受付場所へは可能な限り保護者のみでお越しください。（12月1日（金）～14日（木）の間に申込みをしてください。）
・利用調整にあたっては、施設所在地に在住している児童が優先になります。
また、他市町村と協議の上、決定しますので、利用決定が遅れる場合があります。
※利用調整等の取扱いが異なりますので、よくご検討の上お申込みください。

2次募集　令和6年1月4日(木)～2月29日(木)

・１次募集の結果、定員に空きがある場合のみ実施します。
・受付場所は市役所２階子育て支援課のみとなります。（原則郵送不可）

(2)令和6年5月以降(年度途中)入所

必要書類をそろえて、下記の期間中に子育て支援課にお申込みください。（原則郵送不可）

●受付期間　利用開始希望月の前々月1日から末日の間の平日　17時15分まで
（末日が土、日、祝日の場合は前平日が締切）

●受付場所　南国市役所２階　子育て支援課
※申請書類の提出後、希望の施設で児童同伴の面談があります。できるだけ利用開始希望月の前々月末日までに面談を受けてください。面談日時は、保護者から保育施設へ連絡し調整をしてください。

●各月の申込受付締切日

利用開始希望月	申込締切日
5月	令和6年　3月29日(金)
6月	令和6年　4月30日(火)
7月	令和6年　5月31日(金)
8月	令和6年　6月28日(金)
9月	令和6年　7月31日(水)
10月	令和6年　8月30日(金)
11月	令和6年　9月30日(月)
12月	令和6年10月31日(木)
1月	令和6年11月29日(金)
2月	令和6年12月27日(金)
3月	令和7年　1月31日(金)

＊国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）の改正等により、上記の締切日が変更となる場合があります。

●募集状況について

・公立保育所、民間保育園、まみい保育園の月ごとの募集状況は、前々月の中旬～末日に南国市ホームページで公表します。
【例】８月利用開始希望の場合は６月中旬に公表

・募集状況は変動しますので、最新の情報については、民間保育園及びまみい保育園は各施設に、公立保育所は子育て支援課の窓口及び電話でお問い合わせください。

・フレンド幼稚園、認定こども園ひまわり、認定こども園あとむ、夢工房さくら、こはすキッズ、ニチイキッズなんこく保育園についてはホームページに情報を掲載しませんので、各施設にお問い合わせください。

※募集状況はあくまでも目安となるものです。施設の状況や入所内定者の辞退等により受入人数が変動します。このため毎月の募集状況において募集があっても入所ができない場合や募集がなくても入所ができる場合があります。

5 入所申込み(2・3号認定)に必要な書類について

(1)必須書類

世帯分類	書類名称		説明
すべての世帯	☑	教育・保育給付認定申請書兼保育所等利用申込書	申込児童１名につき１枚必要
	☑	個人番号届出書（表面） 申込みチェックシート（裏面）	世帯につき１枚必要

(2)保育の必要な事由を証明する書類等

様式は南国市ホームページからもダウンロードできます。
保護者それぞれの証明が必要となります。

保育の必要な事由			利用申込時に必要な添付書類	様式番号
1.就労	雇用・自営業共通	□	就労（予定）証明書 ※就労（復職）予定で提出される方は、確認のため就労開始後１ヵ月以内に就労した日が記載された就労証明書を提出いただきます。	①
	添付書類（自営業の方）	□	経営者本人の場合は営業の確認ができるもの （営業許可書、登記事項証明書、委託契約書、開業届、屋号の確認できる確定申告書 等）	
2.3. 妊娠、出産		□	入所事由申立書	②
		□	母子健康手帳の写し （保護者の氏名、分娩予定日等の記載箇所）	
4.保護者の疾病等	必須書類	□	入所事由申立書	②
		□	診断書	③
	該当者のみ	□	身体障害者手帳の写し	
5. 介護、看護	必須書類	□	介護（看護）申立書	⑤
		□	診断書	③
	該当者のみ	□	身体障害者手帳、介護保険証等の写し	
6. 災害復旧		□	申立書	④
		□	罹災証明書 等	
7. 求職活動		□	求職活動申立書	⑥
8. 就学等		□	入所事由申立書	②
		□	在学証明書、学生証、職業訓練受講指示書の写しなど就学期間が分かる書類	
		□	授業のカリキュラム表など就学状況が確認できる書類の写し	
9. DV被害等		□	※市で虐待・ＤＶの事実を確認	

上記のほか、必要に応じて別途書類の提出を求める場合があります。

（３）世帯証明書書類（下記世帯に**該当する方）**

世帯分類	書類名称		説明
ひとり親世帯	□	戸籍謄本（原本） 児童扶養手当証書（写し） ひとり親家庭等医療費受給者証（写し）等	ひとり親世帯とわかる書類
在宅障害者世帯	□	身体障害者手帳、療育手帳（写し）等	同一世帯に障害がある方がいる世帯
生活保護世帯	□	生活保護受給証明書（原本）	生活保護世帯とわかる書類
単身赴任等世帯	□	市外在住の方の住民票（原本）	世帯につき１枚必要

（４）保育料及び副食費免除を決定するための書類（該当する方）

対　象　者	提　出　書　類	
令和５年１月１日現在の住所地が市外の方 （４月～８月に利用希望の方）	□	令和５年度市区町村民税所得課税証明書 （令和４年分）
令和６年１月１日現在の住所地が市外の方 （９月以降利用希望の方）	□	令和６年度市区町村民税所得課税証明書 （令和５年分） （令和６年６月頃から発行されます）

市区町村民税所得課税証明書にかえて、**納税通知書の写し**をご提出いただいてもかまいません。

※　市区町村民税所得課税証明書は、証明する年度の１月１日（令和５年度の証明書の場合は令和５年１月１日）に居住していた市区町村で発行します。

※　上記期間に住所地が南国市であっても、勤務地の市区町村を住所地として税の申告をされている場合は課税資料の提出が必要になりますので、よくご確認ください。

※個人番号制度の施行により、保育施設等の利用に関する申請の際には、個人番号（マイナンバー）の届出が必要です。

なお、お申し込みの際には、申請者（保護者の内いずれでも可）本人の個人番号がわかるもの（個人番号カード等）、および窓口に来られる方の本人確認書類（運転免許証等）を必ずご持参ください。

本人確認書類をお持ちでない場合は、申込書の受付ができないことがあります。

⇒１１ページの申込み時の注意事項について、必ずお読みください。

記入例

表面

クリーム

消えるペン・修正液の使用不可

南国市（新規）

令和6年度　教育・保育給付認定申請書　兼　特定教育・保育施設等利用申込書

南国市長　　様

次のとおり、施設型給付費・地域型保育給付費に係る教育・保育給付認定の申請及び特定教育・保育施設等の利用申込をします。
また、下記の内容に同意します。
- 南国市が教育・保育給付認定及び利用者負担額の決定に必要な市町村民税の情報（同一世帯者を含む）及び世帯情報を閲覧すること、また、その情報に基づき決定した利用者負担額について、特定教育・保育施設等に対して提示すること。
- 4月利用開始（又は認定変更）の場合は、認定事務等が集中し審査等に時間を要することから、認定結果は利用の決定と併せて、または変更月前月末ごろに通知されること。
- 申請内容について利用調整または運営上必要と認められる情報を特定教育・保育施設等に提供することがあること。
- 虚偽の届け出をした場合は認定を取り消すことがあること。
  前月末ごろに通知されること。

令和　5年　11月　20日

※代表者は南国市内在住者（単身赴任等で市外在住者は不可）

代表者
保護者：続柄（父）　南国　大地　南国㊞　続柄（母）　南国　桃子　南国㊞

⇨ それぞれの保護者氏名（押印）が必要です。
※ひとり親家庭を除く

申請する児童	フリガナ	ナンコク　ダイスケ	生年月日	令和6年4月1日時点の年齢	性別
	氏名	南国　大介	平成・令和　3年　10月17日	2　歳	男・女
	（住所）〒783-0062 南国市久礼田〇〇〇〇番地			南国市への転入予定日（※南国市外在住の方のみご記入ください）	令和　年　月　日転入予定
	電話番号（父）〇〇〇－〇〇〇〇－〇〇〇〇　（母）〇〇〇－〇〇〇〇－〇〇〇〇				
	健康状態	良・否	病名（　　）治療機関名（　　）		
	心身障害	無・有	障害名（　　）相談・治療機関名（　　）		
	アレルギー	無・有	内容（卵）	障害者手帳・療育手帳・特別児童扶養手当の有無	無・有

⇨ 認定の方は、特別児童扶養手当証書（写し）を添付してください。

希望する認定内容にチェック☑	☐ 1号認定　【教育標準時間】 ☑ 2・3号認定　【保育標準時間（最長11時間まで）】 ☐ 2・3号認定　【保育短時間（最長8時間まで）】

⇨ 保育施設を利用できるのは、「☑2号・3号」の方のみになります。
以下の①～③のすべてに必要事項を記入して下さい。

※「☑1号」の方は、①、②に必要事項を記入して下さい。

利用できる時間は、保護者の就労時間等によって市が決定するため、希望と異なる場合があります。

①世帯の状況　（申請する児童を除く）

区分	児童との続柄	フリガナ 氏名（生年月日）	障害	別居	令和6年4月時点で小・中学生	勤務先・学年・保育施設名等	備考
世帯員（同一生計の家族）の状況	父	ナンコク　ダイチ 南国　大地 （S・H　R　60・12・5）	無・有	☐	☐	〇〇会社	
	母	ナンコク　モモコ 南国　桃子 （S・H　R　2・4・20）	無・有	☐	☐	〇〇病院	
	姉	ナンコク　ハルコ 南国　春子 （S・H　R　30・3・3）	無・有	☐	☑	小学校1年	
		（S・H・R　・　・　）	無・有	☐	☐		
		（S・H・R　・　・　）	無・有	☐	☐		
		（S・H・R　・　・　）	無・有	☐	☐		

⇨ 障害の有無について、有の場合は、身体障害者手帳、療育手帳等該当するものの写しを添付してください。

⇨ 令和6年4月1日時点の状況で記入してください。未定の場合は、現時点または予定の状況で記入してください。

家庭の状況（該当世帯のみ）　☐ ひとり親家庭　☐ 生活保護：適用あり（平成・令和　年　月　日開始）

⇨ ひとり親家庭の方は、戸籍謄本（原本）、児童扶養手当証書（写し）、ひとり親家庭等医療費受給者証（写し）等の証明書類を添付してください。

生活保護世帯の方は、生活保護受給証明書（原本）を添付してください。

	令和5年1月1日の住所	令和6年1月1日の住所
父	☑南国市内　☐市外住所（　　）	☐南国市内　☐市外住所（　　）
母	☐南国市内　☑市外住所（高知市高須〇〇〇番地）	☐南国市内　☐市外住所（　　）

※南国市内に住民登録がない場合、所得課税証明書等の提出が必要です。

②利用希望開始日、希望施設など

希望日	令和　年　月　1　日　から利用開始希望			きょうだいで同時に申込む場合　（希望に沿えない場合があります）
希望施設	第1		第5	☐ 1人だけでも入園を希望する。（きょうだいが別施設になる場合もあります）
	第2		第6	⇒ ☐希望順位の高い施設を優先。
	第3		第7	⇒ ☐希望順位の低い施設でも同じ施設を優先。
	第4		第8	☐ 必ず同時・同施設を希望する。
※第8希望まで記入した方は、記入外の施設に入園可能となった場合、入園意向を確認します。				（⇒1人だけ入園できる場合であっても、入園せずに全員が待機する）

※ 裏面もあります、2・3号認定（保育認定）希望の方はご記入ください。

裏面

③申込児童の状況等

申込児童の現在の保育状況	☑ 自宅で保育している ⇒ 父 母 ・ 祖父母 ・ 親戚 ・ 友人 ・ その他( ) ☐ 職場で保育している ⇒ 父の職場(保育者:) ・ 母の職場(保育者:) ☐ 預けている ⇒ 託児所 ・ ベビーシッター ・ 職場の保育室等 ・ 一時保育 ・ その他(
入所できなかった場合の保育予定	☐ 育休を延長する ⇒ 令和 年 月 日 まで延長予定 ☐ 職場で保育する ⇒ 父の職場(保育者:) ・ 母の職場(保育者:) ☑ 預ける ⇒ 託児所 ・ ベビーシッター ・ 職場の保育室等 ・ 一時保育 ・ その他( ) ☐ 自宅で保育する ⇒ 父 ・ 母 ・ 祖父母 ・ 親戚 ・ 友人 ・ その他( )
教育・保育給付認定について	☑ 入所できなければ認定を受けなくてもよい （入所決定となれば、市が自動的に認定を行います） ☐ 必ず認定してほしい （企業主導型保育施設を利用する予定がある場合等）

企業主導型保育施設等を利用する予定のない方につきましては、上段に☑をお願いしております。

④保育を必要とする事由や家庭状況等

⇒ 希望する認定区分で「2号」「3号」を選択した方のみご記入ください。(事由ごとに証明書類等が必要です。)

保育を必要とする事由にチェック☑	父	☑ 就労・復帰(予定) ☐求職活動 ☐ 疾病・障害 ☐ 就学 ☐その他( )
	母	☑ 就労・復帰(予定) ☐ 出産 ☐求職活動 ☐ 疾病・障害 ☐ 就学 ☐その他( )
出産の予定		☑ 無 ・ ☐ 有 令和 年 月 日 出産予定
産休・育休予定		☑ 無 ・ ☐ 有 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日 取得予定

祖父母の状況	父方		母方	
	【祖父】	住所 南国市久礼田〇〇〇〇番地 氏名 南国 一郎 生年月日 S25 年 3 月 3 日 生 就労状況等 ☑就労 ☐疾病・障害 ☐介護・看護 ☐無職 ☑同居 ☐別居 ☐不在	【祖父】	住所 氏名 生年月日 年 月 日 生 就労状況等 ☐就労 ☐疾病・障害 ☐介護・看護 ☐無職 ☐同居 ☐別居 ☑不在
	【祖母】	住所 氏名 生年月日 年 月 日 生 就労状況等 ☐就労 ☐疾病・障害 ☐介護・看護 ☐無職 ☐同居 ☐別居 ☑不在	【祖母】	住所 高知市高須〇〇〇番地 氏名 高知 高子 生年月日 S35 年 8 月 8 日 生 就労状況等 ☑就労 ☐疾病・障害 ☐介護・看護 ☐無職 ☐同居 ☑別居 ☐不在

死去もしくは音信不通等の場合は「☑不在」となります。

●ペンまたはボールペンを使用し、楷書ではっきりと書いてください。消えるペン、赤ペン、修正テープ等不可。
●利用申込案内の記入例を参考に記入してください。 ＊印の欄は市の記載欄ですので、記入する必要はありません。

(保護者記入欄はここまで)

＊南国市記載欄

受付年月日	令和 年 月 日	受付担当	
備考			

記入不要

6 申込み時の注意事項について

（1）申込受付ができない場合

◎**申込み児童のほかに、家庭で保育するお子さまがいる場合**（ただし、職場で就労しながら保育をすることが可能な場合などはご相談ください。）

◎育児休業を延長することが目的であり、入所保留通知書を取得するための申込みの場合

＊「集団保育に慣れさせたい」、「教育を受けさせたい」といった理由でのお申込みはご遠慮ください。

３歳以上であれば、保育を必要とする事由がなくても、幼稚園や認定こども園（幼稚園部分）の申込みが可能です。

（2）出産予定の方

◎出産予定で、上の子の申込みを希望する方

妊娠・出産の理由で、上のお子さまの保育利用を希望する場合は、下記の期間、保育を利用することができます。

①産前産後それぞれ８週間程度（２カ月間）
および
②産前産後それぞれ３～６カ月間（最長１年まで）

保育利用時間が①と②では異なります。
→4 ページ

◎出産予定の子の申込みを希望する方

令和６年４月入所のみ、出産予定児の申込みが可能です。
子育て支援課へご相談ください。

（3）ならし保育について

利用開始当初の保育については、集団生活への適応などのため、ならし保育をします。ならし保育の期間は、原則１～２週間程度、昼１２時頃までの保育です。（施設によって異なります。）

就労予定や育児休業明けで保育施設への利用申込みをされる方は、ならし保育期間を考慮して利用開始月をご希望いただけます。

●就労開始日が１日～14 日の場合
⇒就労開始月の前月から利用対象

●就労開始日が１５日～月末の場合
⇒就労開始月から利用対象

【例】 5月１日就労予定の場合
→４月入所の申込みが可

【例】5月 20 日就労予定の場合
→5月入所の申込み（４月不可）

※ただし、１月～３月の利用申込みの場合は、就労開始月から利用対象となります。

（4）障害、病気、アレルギーなどのあるお子さまについて

保育施設の利用については、保育を必要とする事由に該当し、集団保育が可能で日々通園できることが必要です。該当するお子さまにつきましては、必要に応じて聞き取りや病状調査等を行うことがありますので、早めにお申込みいただきますようお願いします。

〈障害・病気のあるお子さまの場合〉

申請書の該当欄に障害名等を記入していただき、身体障害者手帳や療育手帳等をお持ちの方はその写しを添付してください。また、お子さまの発育や発達の面で気になることがあり、相談等に行かれている機関のある方も、その機関名等を記入してください。

障害等の有無が利用調整に直接影響を及ぼすことはありませんが、お子さまの病状等によっては、受け入れができない場合があります。

〈アレルギーのあるお子さまの場合〉

申請書の該当欄にアレルギー名等を記入してください。

入園決定後、園よりお子さまのアレルギー症状の把握、保育施設での適切な対応のため、医師の「アレルギー疾患生活管理指導表」の提出をお願いします。

7　利用の決定（利用調整結果）について

保育認定（２号・３号）を受ける方は、提出された書類により、市が利用先を決定します。

（１）利用調整について

利用調整とは、保護者の保育の必要性や希望を確認し、利用可能な施設の定員等を踏まえて、市が調整を行うことです。

定員を超す申込みがあったときは、市が定める基準に基づき優先順位を決定し、順位の高い方から利用を決定しますので、利用調整の結果、希望する保育施設が利用できない場合もあります。

※　虚偽の記載や、利用調整後に申込み内容に変更が生じた場合は、決定を取消す場合があります。

（２）結果通知について

・令和６年４月入所（１次募集）
　⇒**令和６年２月中旬**に通知予定
・令和６年４月入所（２次募集）
　⇒**令和６年３月中旬**に通知予定
・令和６年５月以降入所（年度途中）
　⇒利用開始希望月の前月 15 日頃に通知予定

※　結果に関して事前のお問い合わせにはお答えできませんのでご了承ください。

※　教育・保育給付認定申請の認定内容についても同時に通知します。

・転入予定で申込みされた方は、南国市への転入後に正式決定となりますので、転入の手続き後、子育て支援課にご連絡ください。
・決定後に利用を辞退される場合は、子育て支援課にご連絡のうえ、速やかに「辞退届」を提出してください。

（３）入所することができなかった場合

保育の必要性があると認定され、支給認定証が交付されても、施設の定員等により入所できない場合があります。

・入所できなかった場合は、「保育施設等利用保留通知書」を送付します。申込の翌月以降も利用調整（選考）の有無に関わらず、毎月送付します。

・利用希望月に入所ができなくても、毎月申込書を提出する必要はありません。
ただし、申込書の有効期限は、令和７年３月入所分までです。

・令和７年１月～３月に入所が可能となった場合、継続児として令和７年４月以降利用することができません。令和７年４月以降も利用を希望される場合は、令和７年度４月の新規入所申込みが必要です。

・保留となった方に募集状況のお知らせ等の連絡は、行っておりませんのでご了承ください。募集状況については、南国市のホームページ等でご確認ください。

・住所や世帯状況に変更のあったとき、勤務先が変わったとき、希望施設を変更する場合などは必ず子育て支援課に届出をしてください。

・令和６年度中の利用を希望しなくなった場合は、速やかに申込みを取り下げてください。

８ 入所後の注意事項について

（１）保育が必要な事由の変更に伴う書類の提出について

保育を必要とする事由等に変更があった場合は、必ず、すみやかに下記の変更の届出をしてください。変更後の内容により、利用期間や保育料が変更になる場合があります。また、明らかに保育を必要とする事由に該当しないことが確認できた場合には、退園となります。

変更後の内容	提　出　書　類	注　意　事　項
仕事（勤務先、勤務時間等）が変わったとき	○教育・保育給付認定変更申請書 ○就労（予定）証明書 （自営主本人の場合は営業の確認ができるもの）	勤務時間が月４８時間（週３日以上または月１３日以上）に満たない場合は、退園となります。
仕事を退職し、求職活動を行うとき	○教育・保育給付認定変更申請書 ○求職活動申立書	退職後９０日以内に再就職されない場合は、退園となります。
妊娠し産前休暇を取得するとき	○教育・保育給付認定変更申請書 ○母子健康手帳の写し	母子健康手帳の保護者の氏名、分娩予定日を記載しているページを添付してください。
世帯の構成が変わったとき（婚姻、離婚、出産等）	○教育・保育給付認定変更申請書	戸籍謄本の写し等、証明書類を提出していただく場合があります。 保育料が変更になる場合があります。

※　上記のほか、申込み時から家庭状況が変わった場合は届出が必要です。

※　各種届出に必要な用紙は、子育て支援課及び南国市内保育施設にあります。また、南国市のホームページからもダウンロードが可能です。

（２）育児休業中の利用について

保育施設を利用中の児童の保護者が※育児休業を取得する場合でも、継続利用が可能となる場合があります。

①　育児休業での認定が可能な期間

・育児休業での認定が可能な期間は、育児休業の対象児童が１歳６ヵ月に達する月の末日まで、もしくは育児休業の対象児童が１歳に達する年度の末日までのいずれか長い方です。

・育児休業取得中の保育時間は、保育短時間となります。

例１）育児休業の対象児童が令和５年１月２５日生まれの場合

・１歳６ヵ月に達する月の末日　→　令和６年７月末

・１歳に達する年度の末日　→　令和６年３月末

➡ 最長期間

例２）育児休業の対象児童が令和５年6月７日生まれの場合

・１歳６ヵ月に達する月の末日　→　令和６年12月末

・１歳に達する年度の末日　→　令和７年３月末

➡ 最長期間

※育児休業・・・育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律、地方公務員の育児休業等に関する法律ならびにその他の育児休業に関して規定する法律に基づく育児休業であること。

（３）現況届について

年１回、入所児童の家庭を対象に現況調査を行うため、「現況届」を提出していただきます。
この調査は、子ども・子育て支援法により、保育の必要性などを再確認するために実施します。

（４）退園について

・家庭での保育が可能となった、療養中であったが治った、出産事由で入所したが期間を満了した等の「保育を必要とする事由」がなくなった方は、保育施設を退園していただくことになります。

・欠席し始めた日から連続して２か月欠席が続いた場合も、原則として退園となります。

※求職活動の認定期間の終了に伴い退園となった場合、当該年度内は求職活動での新規申込みはできません。
※就労（復職）予定の事由で保育施設の申込みをして内定したにもかかわらず、期日までに就労（復職）しなかった方も退園になる場合があります。

（５）転園について（利用施設の変更）

・入所後、転園を希望される場合は、申込み締切日までに転園申込書を提出して下さい。

申込み締切日は、利用を希望する月の**前々月の末日**（土、日、祝日の場合は前平日）です。

・新規申込みの方と同時に利用調整を行うことになりますので、希望者多数の場合は、利用調整の結果によっては転園できない場合があります。

・「転園申込書」は、一度提出すれば令和７年３月分まで有効です。

・転園が可能となった場合は、在園中の保育施設でも児童を募集する場合があるため、原則、元の保育施設へ戻ることができません。

・令和６年度中の転園を希望しなくなった場合には、速やかに「保育園等転園申込取下届」を提出し、申込みを取り下げてください。

（６）市外への転出について

〈認可保育所を利用中の方〉

南国市から市外に転出する場合は、転出日の属する月の末日（転出日が１日の場合は、前月の末日）で退園となります。必ず事前に「退園届」と支給認定証を子育て支援課に提出してください。

〈認定こども園、小規模保育施設等を利用中の方〉

南国市から市外に転出する場合は、必ず事前に「教育・保育給付認定取消願兼退園届」を子育て支援課に提出してください。また、転出先の市区町村で教育・保育給付認定申請と継続利用の申込みが必要です。市区町村によって締切日や必要書類等が異なりますので、手続きについて確認のうえ早めにお申込みください。

【南国市ＰＲキャラクター】

ソーリー　　**シャモ番長**　　**ドーリー**

９ 保育利用に関するＱ＆Ａ

Ｑ１	**南国市外の施設は利用申込できますか。**
Ａ	他市区町村の保育（２・３号認定）の利用申込は、状況により可能な場合があります。あらかじめ、施設のある市区町村の保育担当へお問い合わせください。申込可能である場合は、南国市から施設がある市町村に利用について協議を行いますので、子育て支援課に認定申請書等を提出してください。 ただし、２・３号認定は、施設がある市町村の方が優先されますので、利用できない場合や決定が遅くなる場合があります。また、協議の結果、継続して利用できない場合があります。 認定こども園（幼稚園部分）及び私立幼稚園（1 号認定）の方については、園へ直接申込み、内定後、南国市に認定申請書等を提出してください。

Ｑ２	**子どもが入所した時は働いていましたが、事情があって会社を辞めました。次の仕事を探していますが、何か届出が必要ですか。**
Ａ	「保育を必要とする事由」が消滅した場合、退園になります。 就労から求職活動に認定の事由を変更するには、退職する前月の 15 日までに、「認定変更申請書」と「求職活動申立書」を提出してください。 退職した翌月から３か月間、保育施設等を利用できます。

Ｑ３	**就労時間が 1 ヶ月 120 時間未満です。就労の時間帯が、施設の保育短時間の時間帯とずれていますが、保育短時間となりますか？**
Ａ	就労の時間帯が、保育短時間帯と常にずれている、または、1 日当たりの就労時間が 8 時間以上である場合には、例外的に保育標準時間認定となる場合があります。

Ｑ４	**保育標準時間に認定された場合には、時間いっぱい利用できますか？**
Ａ	保育標準時間に認定された場合でも、通常の保育時間（9 時～16 時程度）以外は、就労などの実態に合わせたご利用をお願いします。

Ｑ５	**土曜日も平日と同様に利用できますか？**
Ａ	**保護者のいずれもが就労**により家庭での保育ができない場合のみの利用となります。保護者の仕事が休みの方などは、原則利用できません。

10　幼稚園・認定こども園等の申込みについて（１号認定）

満３歳以上の児童で、教育を希望する場合は、認定こども園（幼稚園部分）に直接入園の申込みを行います。入園が内定した後、市へ１号認定の申請手続きを行います。

なお、たちばな幼稚園の申込み受付は、南国市が直接行います。申請書類や申込案内は別にありますので、ご希望の方は子育て支援課へお問い合わせください。

（１）申込み手続きの流れ

希望する施設へ申込み及び入園の内定確保 **（認定こども園（幼稚園部分））**	○必ず施設で内定を得てください。また、入園申込みの締切日については、各施設にご確認ください。 ○申込みが定員を超える場合は、施設で選考を行う場合があります。
▼	
教育・保育給付認定の申請手続き	○市へ教育・保育給付認定申請を行ってください。 令和６年４月入園⇒令和５年１２月１日（金）～１２月１４日（木） 令和６年５月以降(年度途中)⇒入園希望月の前々月１日から末日の間の平日
▼	
市より支給認定証の交付	○支給認定証の交付を行います。
▼	
施設と利用契約の締結	○入園する施設と利用者が契約します。
▼	
入　　園　〈毎月１日〉	○月途中の入園は行っていません。

（２）申込みに必要な書類

①必須書類

世帯分類	書類名称		説明
すべての世帯	☑	教育・保育給付認定申請書兼保育所等利用申込書	申込児童１名につき１枚必要
	☑	個人番号届出書（表面） 申込みチェックシート（裏面）	世帯につき１枚必要
ひとり親世帯	□	戸籍謄本（原本）、児童扶養手当証書（写し）、ひとり親家庭等医療費受給者証（写し）等	ひとり親世帯とわかる書類
在宅障害者世帯	□	身体障害者手帳、療育手帳等	同一世帯内に障害がある方がいる世帯
生活保護世帯	□	生活保護受給証明書	生活保護世帯とわかる書類
単身赴任等世帯	□	市外在住の方の住民票（原本）	単身赴任等で保護者が市外在住の方

※個人番号制度の施行により、２・３号認定の手続きと同じく、個人番号の届出が必要です。また、受付の際には個人番号が分かるもの（個人番号カード等）、および窓口に来られる方の本人確認書類（運転免許証等）を必ずご持参ください。

②副食費免除対象を決定するための書類（該当者のみ）

対　象　者	提　出　書　類	
令和５年１月１日現在の住所地が市外の方 （４月～８月に利用希望の方）	□	令和５年度市区町村民税所得課税証明書 （令和４年分）
令和６年１月１日現在の住所地が市外の方 （９月以降利用希望の方）	□	令和６年度市区町村民税所得課税証明書 （令和５年分）（令和６年６月頃から発行されます）

※住民税所得課税証明書は、証明する年度の１月１日に居住していた市区町村で発行します。住民税所得課税証明書にかえて、**納税通知書の写し**でもかまいません。

11　幼稚園・認定こども園等の預かり保育への給付

幼稚園、認定こども園（幼稚園部分）の方（ただし４月１日時点で２歳かつ住民税課税世帯の方は除く）で、共働き世帯など、教育標準時間以外に、保育を必要とする事由があり預かり保育を利用する場合、「子育てのための施設等利用給付認定」の申請をし、認定を受けることで、預かり保育の分が限度額まで給付の対象となります。預かり保育を利用開始後に給付認定を申請した場合、申請日以前の利用分は給付対象となりません。

（１）対象者

◆３～５歳児（平成３０年４月２日生～令和３年４月１日生）で、保育を必要とする事由（４ページの入所申込条件と同じ）がある児童【新２号認定】

◆満３歳児クラス（令和３年４月２日生まれ以降で３歳の誕生日を迎えた子ども）で、保育を必要とする事由（４ページの入所申込条件と同じ）があり、かつ住民税非課税世帯の方【新３号認定】

（２）預かり保育の給付方法

①園へ申込み	○利用金額、預かり保育時間は園により異なります。
▼	
②子育て支援課へ施設等利用給付認定申請書等を提出	○**預かり保育を利用する前に、**保育を必要とする事由を証明する書類（７ページの表参照）と申請書を子育て支援課へ提出します。
▼	
③市から認定通知を送付	○通知内容をご確認ください。
▼	
④預かり保育を利用	○園に預かり保育料を支払います。園から施設等利用給付提供証明書と領収書が発行されます。
▼	
⑤給付申請	○施設等利用給付提供証明書と領収書を添付し、子育て支援課へ給付申請をしてください。後日、口座へ振込となります。

（３）預かり保育の給付上限額について

【新２号認定】は利用日数に応じて月額 11,300 円まで
【新３号認定】は利用日数に応じて月額 16,300 円まで
月ごとに「預かり保育利用日数×４５０円」と施設への支払額を比較し、上記金額を限度とし、低い方が給付額となります。

１２　私学助成幼稚園の申込みについて

満３歳以上の児童で、私学助成幼稚園（高知学園短期大学附属幼稚園など）への入園を希望する場合は、園に直接入園の申込みを行い、入園が内定した後、市へ施設等利用給付認定の申請手続きを行います。園に通園を開始後に給付認定を申請した場合、申請日以前の利用分は給付対象となりません。

（１）入園する全員が必要な手続き

幼児教育の無償化により、私学助成幼稚園の幼稚園就園奨励費の制度は廃止され、園に通う場合は、施設等利用給付認定の手続きが必要となっています。

手続きの流れと必要な書類は、１号認定の方と同じです。

１６ページをご覧のうえ、園に入園する前に、子育て支援課で必ず給付認定の申請手続きをしてください。

認定された場合、月額 25,700 円を限度として、保育料（利用料）を幼稚園に給付しますので、差額がある場合は、園にお支払いください。

（２）預かり保育を利用する場合

保育を必要とする事由があり預かり保育を利用する場合は、保育を必要とする事由を証明する書類（７ページの表参照）を施設等利用給付認定の申請手続き時に提出してください。

預かり保育を利用する場合の対象者、給付までの流れや添付書類、預かり保育部分の給付方法は、幼稚園、認定こども園と同じです。

前ページの「１１　幼稚園・認定こども園等の預かり保育への給付」をご覧のうえ、預かり保育を利用する前に手続きをお取りください。

１３　3歳児クラス以上の副食費の負担について

１号認定及び２号認定の年少クラス以上の方で、年収３６０万円未満相当の世帯及び第３子以降の児童については、副食費は免除となります。

また、免除対象とならなかった方で、教育・保育給付認定、または、私学助成幼稚園に通う施設等利用給付認定を受けている方については、通っている園もしくは保護者の方に、免除対象の方と同等の補助を、南国市が行っています。（補助金額については下記のとおり）

〇南国市副食費補助金額

① １号認定こども
日額２３５円×給食実施日数（月に２０日を限度とする）
＊給食実施日数は、子ども全員におかずを提供できる体制をとっている日に限る。
また長期休暇中の１号認定の預かり保育時に提供されている副食費については、補助対象外となります。

② ２号認定こども
月額上限　４，７００円

※副食費の補助の方法については園により異なりますので、詳しいことはお問い合わせください。

14 保育料(利用者負担額)について

(1)保育料の決定について

保育料は、世帯にかかる市区町村民税額によって決定します。保育料は、市内外のどの保育施設を利用しても同じですが、児童のクラス年齢及びきょうだい児の利用の有無、教育・保育給付認定区分等により金額が異なります。**保育料は、児童のクラス年齢により決定されますので、年度の途中で誕生日を迎えても、その年度中の保育料は変わりません。**

(2)保育料算定についての注意点

①市民税が未申告の場合

市民税が未申告の方は、保育料が最高額となる場合がありますので、必ず申告をお願いします。

また、年度途中で新たに税の申告を行った場合、その旨を子育て支援課までお知らせください。

②事業専従者や被扶養者等について

父母が祖父母等の事業専従者や被扶養者となっている場合や、祖父母等の同居家族がいる世帯の生計が父母の収入のみによって成り立っていると認められない場合は、児童の父母だけでなく祖父母等の税額も保育料算定の対象となります。

③控除について

保育料には、以下の控除等は適用されません。

寄付金控除、外国税額控除、配当控除、配当割額・株式等譲渡所得割控除、住宅借入金等特別税額控除

④退園後の保育料について

保育施設を月の途中で退園された場合でも、保育料は１ヵ月分お支払いただきます。

⑤認定こども園、小規模保育施設等の施設について

認定こども園、小規模保育施設等の施設では、市が定める保育料とは別に、給食費、通園バス代、制服代、施設整備費等、各施設が設定する料金があります。申込みをする前や施設と利用契約を結ぶ際に、よくご確認ください。

保育料は、毎年９月が切り替え時期（保育料改定）となります。令和６年４月～８月分の保育料は令和５年度の市民税額により決定し、９月～３月分は令和６年度の市民税額により決定します。

また、市民税額の更正等や家庭状況の変化により、年度の途中で保育料が変更になる場合があります。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和５年度の市民税額に基づく保育料					令和６年度の市民税額に基づく保育料						

※保育料改定対象となる方には、９月上旬を目安に変更通知を送付いたします。

(3)保育料の納付について

◎保育所（園）の場合

①納付方法

- 保育料は、原則として口座振替での納付となります。
- 振替日は、**毎月２６日**（土、日、祝日の場合は翌平日）です。
- 口座振替は、**振替日当日の１回限り**です。やむを得ず振替できなかった場合には、後日納付書をお送りしますので、指定の金融機関の窓口で納付してください。

②口座振替の手続き

- 利用決定後にお送りする「南国市保育所保護者負担金口座振替依頼書」により、指定の金融機関で手続きをしてください。
- 口座振替依頼書は子育て支援課や市内保育施設にあります。（ゆうちょ銀行での口座振替を希望される方は、申込み用紙が異なります。南国郵便局に申込み用紙がありますので、窓口でお尋ねください。）
- 金融機関での手続きから、口座登録完了まで数日～数週間を要しますので、早めの手続きをお願いします。

③保育料を滞納した場合

- 納期限を過ぎても納付されない場合、督促状を発行します。
- 納期限を過ぎて納付されると、条例の定めにより、納期限から納付日までの日数に応じ、**延滞金**（納期限の翌日から納付のあった日まで、条例で定める割合で計算し、その金額が１,０００円以上となる場合に徴収します。）が加算されますので、速やかに納付してください。
- 各月の納期限までに保育料の納付がなく、滞納を繰り返したときは、催告書の送付のほか、財産の調査（金融機関や勤務先への照会等）や差押え等の滞納処分を行うことがあります。
- 滞納のある世帯については、利用調整の際、不利になることがあります。

◎認定こども園、小規模保育施設、事業所内保育施設の場合

直接施設への支払いとなります。支払い方法等については、各施設にお問い合わせください。

（４）多子世帯の保育料減免制度について

以下の①②に該当する方は、県市の制度により保育料が無料となります。

① 保育施設等に２人以上在園している場合

認可保育所、認定こども園、幼稚園、地域型保育（小規模保育施設、事業所内保育施設など）に２人以上在園している場合、対象となります。

また、同一世帯において、私学助成幼稚園、知的障害児通園施設、肢体不自由児施設通園部、情緒障害児短期治療施設通所部、難聴幼児通園施設、特別支援学校幼稚部、児童デイサービス等の施設を利用している、就学前のきょうだい児がいる場合についても対象となりますが、申し出ていただく必要がありますので、該当の方は子育て支援課までお問い合わせください。

② １８歳未満の子どもを３人以上養育している世帯の第３子以降かつ３歳未満の子ども

（５）保育料の無償化について

令和元年１０月１日からの幼児教育・保育の無償化により、下記に該当する場合は保育料が無償化となりました。

①【保育所（園）、幼稚園、認定こども園等】
- ３～５歳児クラス：すべての子ども
  ※新制度未移行の私学助成幼稚園は月額上限 25,700 円です。
- ０～２歳児クラス：住民税非課税世帯のみ

②【幼稚園、認定こども園の幼稚部（１号認定）】
- 入園できる時期にあわせて、満３歳から無償化となります。

③【預かり保育の利用料（１号認定のみ）】
- ３～５歳児クラス：利用日数に応じて、月額上限 11,300 円まで
- 満３歳児クラス　：対象は住民税非課税世帯のみで、月額上限 16,300 円まで
  月ごとに「預かり保育利用日数×４５０円」と施設への支払額を比較し、上記金額を限度とし、低い方が給付額となります。

④【認可外保育施設・一時保育事業・ファミリーサポートセンター事業】
- ３～５歳児クラス：すべての子ども　月額 37,000 円まで
- ０～２歳児クラス：住民税非課税世帯のみ　月額 42,000 円まで

※③④については保育の必要性の認定を受ける必要があり、利用する前に別途申請が必要です。

令和6年度　南国市2号（3歳未満児クラス）、3号認定利用者負担額表（予定）

保育所（園）、認定こども園、小規模保育施設等の利用者のうち、2、3号（保育）認定の利用者負担額です。国の基準をもとに市が定め、保護者の市区町村民税所得割額の合算額により階層を判定します。

下表の「3歳未満児クラス」、「年少クラス」とは、4月1日時点での年齢で決定されますので、年度の途中で3歳となった場合も保育料に変更はありません。

国階層	支給認定保護者の属する世帯の階層		月額利用者負担額			
			3歳未満児クラス		年少クラス以上	
			保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
①	1	生活保護世帯	0円	0円	0円	0円
②	2	市区町村民税非課税世帯				
③	3	市区町村民税均等割のみ	13,000円	12,800円		
	4	市区町村民税所得割　48,600円未満	18,000円	17,700円		
④	5	48,600円以上　57,700円未満	23,000円	22,600円		
	6	57,700円以上　77,101円未満	26,000円	25,600円		
	7	77,101円以上　97,000円未満	29,500円	29,000円		
⑤	8	97,000円以上　117,000円未満	34,500円	33,900円		
	9	117,000円以上　139,000円未満	39,000円	38,300円		
	10	139,000円以上　169,000円未満	43,500円	42,800円		
⑥	11	169,000円以上　212,000円未満	47,000円	46,200円		
	12	212,000円以上　301,000円未満	49,000円	48,200円		
⑦	13	301,000円以上　397,000円未満	51,000円	50,100円		
⑧	14	397,000円以上	53,000円	52,100円		

《 備　考 》

1　市区町村民税の課税額は、4月分から8月分までの利用者負担額については前年度分のものを適用し、9月から3月までのものについては当該年度分のものを適用します。

2　世帯構成員中2人以上に所得がある場合は、父母及びそれ以外の扶養義務者（世帯の生計を維持する上で中心となる者の場合に限る。）の市区町村民税の所得割課税額を合算します。

3　市区町村民税の所得割課税額については、次の税額控除等は適用されません。
寄付金税額控除／外国税額控除／配当控除／配当割額・株式等譲渡所得割控除
住宅借入金等特別税額控除

4　障害者・母子・父子世帯で次の階層の世帯の利用者負担額は次のとおりとなります。
〔障害者世帯は、在宅障害者（児）のいる世帯〕

認定保護者の属する世帯の階層		月額利用者負担額			
		3歳未満児クラス		年少クラス以上	
		標準時間	短時間	標準時間	短時間
2	市区町村民税非課税世帯	0円	0円	0円	0円
3	市区町村民税均等割のみ	4,500円	4,400円		
4	所得割　48,600円未満	6,000円	5,900円		
5	所得割　48,600円以上　57,700円未満	7,500円	7,400円		
6	所得割　57,700円以上　77,101円未満	9,000円	8,900円		

5　所得割が77,101円未満の障害者・母子・父子世帯については第2子以降の保育料は無料です。

6　世帯の階層や、養育する児童の年齢や人数等によって、利用者負担額の軽減があります。
次ページの「令和6年度　南国市2号（3歳未満児クラス）、3号認定利用者負担額表（予定）　別表」を参照ください。

令和6年度　南国市2号（3歳未満児クラス）、3号認定利用者負担額表（予定）　別表

<table>
<tr><th rowspan="2">階層</th><th rowspan="2">市民税所得割額</th><th colspan="2">右の世帯以外</th><th colspan="2">ひとり親世帯等</th></tr>
<tr><th>基本額
（第1子）</th><th>多子軽減
（第2子～）</th><th>基本額
（第1子）</th><th>多子軽減
（第2子～）</th></tr>
<tr><td>第1階層</td><td>生活保護世帯
（里親世帯）</td><td>無料</td><td>無料</td><td rowspan="2">無料</td><td rowspan="2">無料</td></tr>
<tr><td>第2階層</td><td>非課税</td><td>無料</td><td>生計を一にする兄弟姉妹（年齢制限なし）の中で
第2子以降：無料</td></tr>
<tr><td>第3階層</td><td>均等割のみ</td><td rowspan="5">通常の額</td><td rowspan="2">生計を一にする兄弟姉妹（年齢制限なし）の中で
①小学生以上のきょうだいがいない場合
就学前児童の中の
第1子：全額
第2子：全額軽減（無料）
第3子以降：無料
②小学生以上のきょうだいが1人いる場合
就学前児童の中の
第1子：半額
第2子以降：無料
③小学生以上のきょうだいが2人以上いる場合
就学前児童の中の
第1子以降：無料</td><td rowspan="3">『南国市2号、3号認定利用者負担額表』の備考4</td><td rowspan="3">生計を一にする兄弟姉妹（年齢制限なし）の中で
第2子以降：無料</td></tr>
<tr><td>第4階層</td><td>48,600円未満</td></tr>
<tr><td>第5階層</td><td>57,700円未満</td></tr>
<tr><td>第6階層</td><td>77,101円未満</td><td colspan="2">④小学校就学前児童の中で
第2子：全額軽減（無料）
第3子以降：無料</td></tr>
<tr><td>第7階層
～
第14階層</td><td>上記以外</td><td>通常の額</td><td>④小学校就学前児童の中で
第2子：全額軽減（無料）
第3子以降：無料</td></tr>
</table>

表中の**全額軽減（無料）**については、本来の半額の保育料に南国市が補助を行った結果、保育料が無料となります。

〇「通常の額」とは、『南国市2号、3号認定利用者負担額表』で、年齢・認定区分（保育標準時間・保育短時間）により定められた額です。

〇「生計を一にする」とは、同居していない場合でも、生活費、学資金、療育費等の送金が行われている場合などを含みます。（学生寮生活、大学生の一人暮らし（仕送り）など）

〇「就学前児童」は、保育所や幼稚園、認定こども園等を利用している方に限り、家庭保育をしている方や認可外保育施設等を利用している方は該当しません。

15 保育関連事業について

(1)延長保育事業

利用可能な時間以外に保育が必要な場合は、延長保育による対応となり、別途に利用料が必要です。

●延長保育時間

保育必要量、施設により異なります。

●延長保育料（保育所）

①保育標準時間の場合

日額　１５０円（下記の表①参照）

月額　2,５００円（減額制度があります）

②保育短時間の場合

日額　５０円～４５０円　（下記の表②参照）

認定こども園、小規模保育事業等については、各施設にご確認ください。

●利用申込み

延長保育を利用する予定の方は、事前に各保育所へお申込みください。

① 保育標準時間

あけぼの・岡豊・長岡東部・後免野田・大篠・吾岡・稲生・十市・浜改田

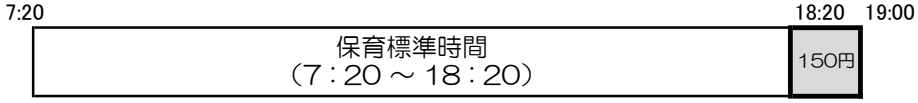

② 保育短時間

あけぼの・岡豊・長岡東部・後免野田・大篠・吾岡

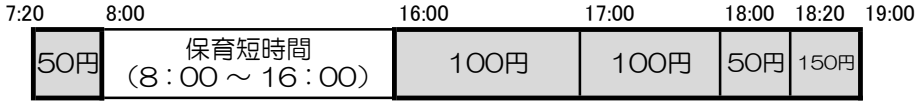

稲生・十市・浜改田

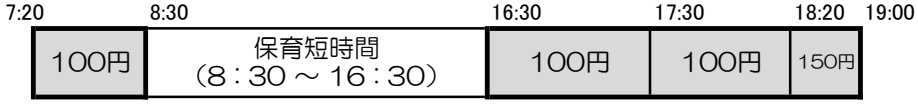

久礼田・国府・長岡西部・明見・里

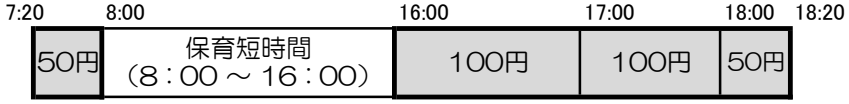

(2)土曜保育

保護者のいずれもが就労により、土曜日に保育を必要とされる場合に限り利用可能です。

土曜午後保育については、一部の保育施設で実施しています。（P.25～26「南国市保育施設等一覧表」参照）

実施時間が年齢により異なる場合があります。

なお、土曜午後保育は原則弁当持参となります。詳細は各保育施設にお問い合わせください。

(3)家庭支援推進事業

児童の家庭環境など保育を行う上で特に配慮が必要とされる場合、保育士による相談活動などを通して、児童の処遇の向上を図る保育を推進しています。

(4)障害児保育事業

集団保育が可能な障害や発達の遅れ等があるお子さまを対象に保育を行います。必要な場合は、加配保育士の配置等を行っています。

ご利用にあたっては、保育施設または子育て支援課へご相談ください。

（５）病後児保育事業

児童が病気の回復期（急性期を過ぎた状態）にあり、集団保育が困難で、保護者が勤務等で家庭保育できない場合に保育施設でお預かりする事業です。

〇利用できる児童　南国市内に住所があり、市内外の認可保育施設を利用している児童
〇利用期間　原則として利用開始日から１週間以内
〇利用料金　無料
〇利用定員　１日あたり４人
〇利用方法　実施施設に直接お申込みください。事前に主治医の承諾が必要となりますので、書類等については実施施設に確認してください。

実施施設	所在地	連絡先
後免野田保育園	西野田町２－５－１８	８６４－２４６２

（６）一時預かり事業

家庭で保育を行っている方が、保護者の病気、出産、冠婚葬祭などで児童の保育ができないときに、一時的に保育施設でお預かりする事業です。

〇利用できる児童　南国市内に住所があり、支給認定を受けていない児童
〇利用年齢　満１歳～就学前まで
〇利用時間　月～金曜日まで（祝祭日以外）　８時３０分～１６時
〇利用日数　原則週３回まで
〇利用料金　日額２，０００円（半日１，０００円）
〇利用定員　１日あたり８人まで
〇利用方法　実施施設に直接お申込みください。先着順のため利用できない場合もあります。
※保育士配置体制により、利用できない日や、利用定員が減少する場合があります。ご了承ください。

実施施設	所在地	連絡先
長岡西部保育所	幸町１-２-３３	８６４－２９２７
あけぼの保育所	田村乙2231-2	８６４－２７０１

※認定こども園、小規模保育事業等での一時預かり事業については、直接施設にお問い合わせください。

（７）地域子育て支援拠点事業

南国市内の一部の保育所などに併設して子育て支援拠点事業を実施しています。子育て家庭を対象に、子育情報の提供、子育て親子の交流、育児相談など、地域の子育て支援の中心として支援を行っています。

実施施設	所在地	連絡先
おひさま（吾岡保育園内）	大埔乙3553-1	８６３－１００１
キンダーガーデンおおしの（大篠保育園内）	大埔甲2504	８６３－５５１５
にじいろセンターおこう（岡豊保育園内）	岡豊町八幡925-1	８６２－０１１０
とおちどんぐりの森（十市保育園内）	十市2315-1	８６５－８８０１
ひよこルーム（南国市保健福祉センター）	大埔甲320	８６３－７３７３

※認定こども園での子育て支援拠点事業については、直接施設にお問い合わせください。

（８）利用者支援事業

子育て家庭や妊娠している方を対象に、子育てに関する悩みや困りごとの個別相談に応じ、 教育・保育施設や地域の子育て支援事業などを円滑に利用できるようサポートする事業を行っています。

実施施設	所在地	連絡先
すまいる（吾岡保育園内）	大埔乙3553-1	８６３－０１３３

南国市保育施設等一覧表

【保育所・保育園】

施設名	住　所	電話番号	運営主体	入所年齢	定員	開設時間（平日）	保育利用可能時間 保育短時間 保育標準時間	土曜午後	備　考
久礼田保育所	久礼田907	862-0620	南　国　市	1　歳	90	7:20～18:20	8:00～16:00 7:20～18:20	○	
国府保育所	国分1132	862-0700	南　国　市	1　歳	50	7:20～18:20	8:00～16:00 7:20～18:20		
長岡西部保育所	幸町1-2-33	864-2927	南　国　市	※生後10カ月	119	7:20～18:20	8:00～16:00 7:20～18:20	○	
明見保育所	明見764-1	863-2250	南　国　市	1　歳	60	7:20～18:20	8:00～16:00 7:20～18:20	○	
あけぼの保育所	田村乙2231-2	864-2701	南　国　市	※生後10カ月	129	7:20～19:00	8:00～16:00 7:20～18:20	○	
里保育所	里改田1026	865-1200	南　国　市	1　歳	60	7:20～18:20	8:00～16:00 7:20～18:20		
岡豊保育園	岡豊町八幡922-1	862-0110	（社会福祉法人）南国市社会福祉協議会	※生後6カ月	120	7:20～19:00	8:00～16:00 7:20～18:20	○	
長岡東部保育園	下末松233	864-2357	（社会福祉法人）南国市社会福祉協議会	※生後6カ月	120	7:20～19:00	8:00～16:00 7:20～18:20	○	
後免野田保育園	西野田町2-5-18	864-2462	（社会福祉法人）ふるさと自然村	※生後6カ月	90	7:20～19:00	8:00～16:00 7:20～18:20	○	病後児保育実施
大篠保育園	大埇甲2504	863-2482	（社会福祉法人）大埇福祉協会	※生後6カ月	150	7:20～19:00	8:00～16:00 7:20～18:20		
吾岡保育園	大埇乙3553-1	863-1001	（社会福祉法人）大埇福祉協会	※生後6カ月	120	7:20～19:00	8:00～16:00 7:20～18:20		
稲生保育園	稲生1386-1	865-8207	（社会福祉法人）和香会	※生後10カ月	70	7:20～19:00	8:30～16:30 7:20～18:20	○	0歳児の土曜保育は12時半まで
十市保育園	十市2315-1	865-8801	（社会福祉法人）和香会	※生後6カ月	140	7:20～19:00	8:30～16:30 7:20～18:20	○	0歳児の土曜保育は13時まで
浜改田保育園	浜改田530-1	865-0533	（社会福祉法人）嶺南福祉事業会	※生後6カ月	50	7:20～19:00	8:30～16:30 7:20～18:20		

※注意事項

（1）入所年齢は令和６年４月１日現在の年齢です。
（2）※印の０歳児の受け入れについては、入所月の初日にその月齢に達していることが条件になります。
（3）保育利用可能時間帯以外の保育を希望される場合は、延長保育による対応となり別途に利用料が必要です。
（4）行事等を除き、休日・祝日は開所しておりません。
（5）土曜日の保育時間は平日の保育時間と異なる場合がありますので、必ず事前にご確認ください。
　　原則、**保護者のいずれもが就労**により家庭での保育ができない場合に限り利用できます。
（6）保育標準時間認定の方でも、就労時間や勤務日により、早めの送り迎えが可能な時は、保育短時間に合わせての送り迎えをお願いします。
（7）この内容は予定ですので、変更が生じることがあります。

【認定こども園】

施設名	住　所	電話番号	運営主体	入園年齢	定員	開設時間（平日）	保育利用可能時間 保育短時間 保育標準時間	土曜午後	備考
ひまわり	岡豊町中島1219-1	866-4400	（学校法人） 平成学園	※生後 10カ月	330	7:30～19:00	8:00～16:00 7:30～18:30	○	
あとむ	緑ヶ丘1-1402	865-5888	（学校法人） 平成学園	※生後 10カ月	115	7:30～19:00	7:30～15:30 7:30～18:30	○	
フレンド幼稚園	下野田61-3	864-2370	（学校法人） 島内学園	※生後 2カ月	144	7:30～19:00	7:30～15:30 7:30～18:30	○	

〈認定こども園〉教育と保育の機能や特長をあわせ持つ施設

【小規模保育施設】

施設名	住　所	電話番号	運営主体	入所年齢	定員	開設時間（平日）	保育利用可能時間 保育短時間 保育標準時間	土曜午後	連携施設
まみい保育園	大埇甲1231-1	864-5467	合同会社まみい	※生後 2カ月	19	7:20～19:00	8:30～16:30 7:20～18:20	○	長岡西部保育所 あけぼの保育所
夢工房さくら	大埇甲1508-15	855-5861	（学校法人） 平成学園	※生後 6カ月	18	7:30～19:00	7:30～15:30 7:30～18:30		ひまわり あとむ
ニチイキッズ なんこく保育園	大埇甲1959－1	863-6675	（株式会社） ニチイ学館	※生後 3カ月	19	7:30～19:30	8:30～16:30 7:30～18:30	○	長岡西部保育所

〈小規模保育施設（事業）〉０～２歳の子どもを対象とした少人数の単位で保育を行う事業
ただし、まみい保育園、夢工房さくらは1歳児クラスまで、ニチイキッズなんこく保育園は2歳児クラスまでです。

【公立幼稚園】

施設名	住　所	電話番号	運営主体	入園年齢	定員	開設時間	備考
たちばな幼稚園	穴崎57-3	862-1212	南国市	３歳	105	8:00～15:00 （水曜日は13:00まで）	１号認定のみ利用可能

たちばな幼稚園をご希望の方は、申込案内や申請書類を別途ご用意しております。子育て支援課へお問い合わせください。

【事業所内保育事業】

施設名	住　所	電話番号	運営主体	入所年齢	定員/地域枠	開設時間（平日）	保育利用可能時間 保育短時間 保育標準時間	土曜午後	連携施設
高知大学医学部附属病院院内保育所 こはすキッズ	岡豊町小蓮	880-2691	国立大学法人 高知大学	※生後 6カ月	15	7:30～18:30	8:00～16:00 7:30～18:30	○	久礼田保育所

高知大学の従業員のお子さん以外も、地域枠での利用ができます。０～２歳児の利用が可能です。
毎月第３土曜は利用できません。

R5.9.5作成

南国市 保育所(園)・幼稚園等 位置図

【保育所(園)】

①久礼田保育所
②国府保育所
③長岡西部保育所
④明見保育所
⑤あけぼの保育所
⑥里保育所
⑦岡豊保育園
⑧長岡東部保育園
⑨後免野田保育園
⑩大篠保育園
⑪吾岡保育園
⑫稲生保育園
⑬十市保育園
⑭浜改田保育園

【幼稚園】

⑮たちばな幼稚園

【認定こども園】

⑯あとむ
⑰ひまわり
⑱フレンド幼稚園

【小規模保育】

⑲まみい保育園
⑳夢工房さくら
㉑ニチイキッズ
　なんこく保育園

【事業所内保育】
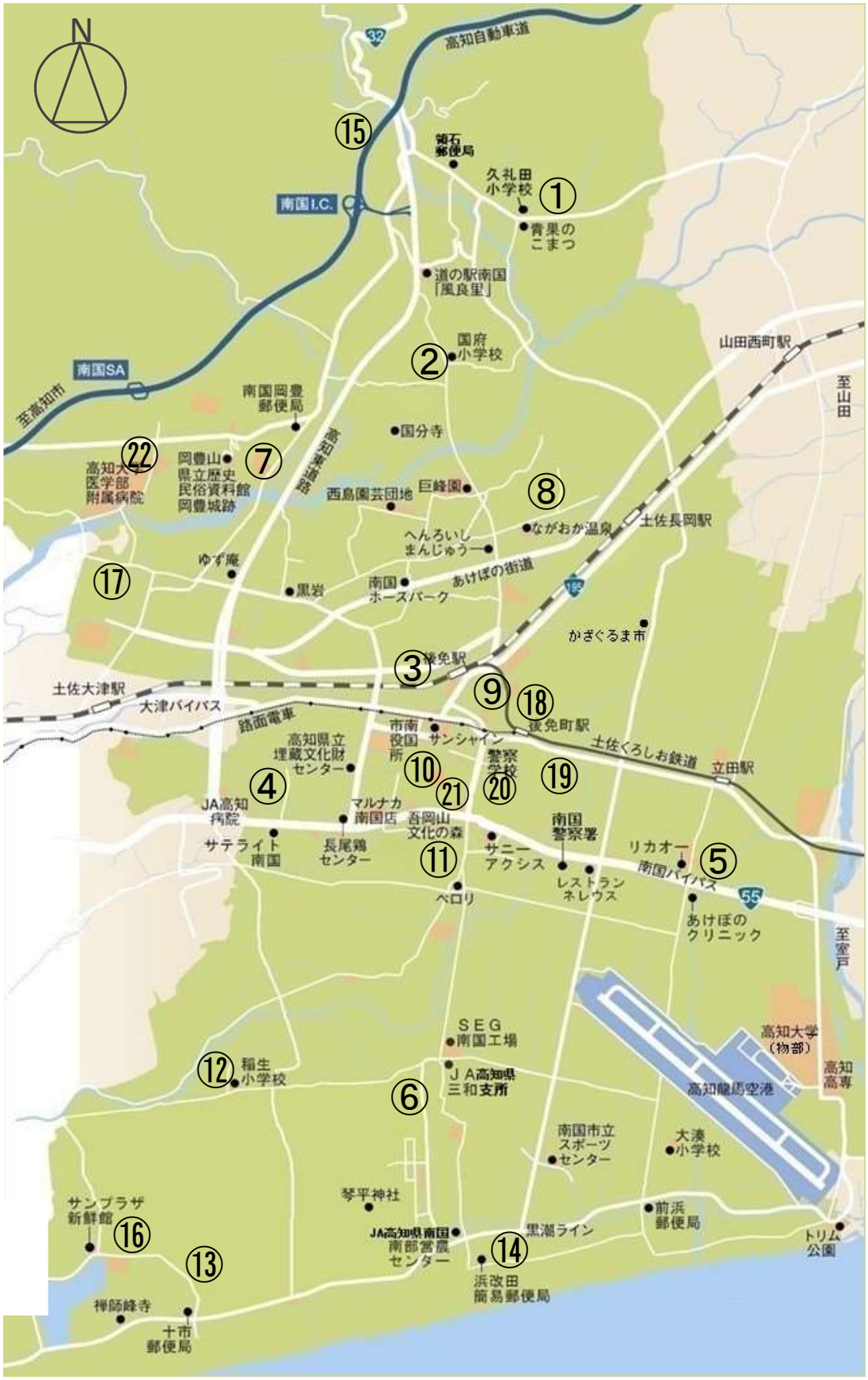
㉒こはすキッズ